

An **Anti**Gang**Stalking** Activity Site (**AGSAS**)

A Letter of Inquiry to the District Public Prosecutors Office of Tokyo, as of November 16th, 2005

東地特捜第 859 号に関する、ご説明のお願い及び申し立て

東京地方検察庁
特別捜査部直告班 御中

平成17年10月5日に申請いたしました告訴状に対し、平成17年11月7付けでご返答いただきました書面（東地特捜第859号）につき、「本件については、被害を受けた現場の実況見分等の捜査が不可欠であり、第一次的に警察において捜査を行うのが相当と思われるので」というご指摘につきましては、承知いたしました。

しかしながら、平成17年10月16日付けでお送りさせていただきました書面に関し、1. ご説明のお願い、2. 申し立てにつきまして、へのご回答をいただけておりません。個人法益の侵害を受けた被害者本人として、次の方策を取る手がかりとなりますので、以下の2点につき、ぜひともご回答いただきたく存じます。

1. 平成17年10月5日に申請いたしました告訴状におきましては、具体的な刑罰法令に違反する各行為について、だれが、いつ、どこで、だれに対し、どのような方法で、どのような行為を行ったか、それがいかなる犯罪に該当するのか等をできるだけ具体的に記載し、補足資料も揃えたと考えておりますが、告訴状にございますそれぞれの訴えにつき、どの部分に具体性が欠けていたのか、ご指摘いただけますでしょうか。「具体的犯罪事実が特定されているものとは認められません」とのご指摘でしたが、その理由が全く提示されておりません。証拠の映像、音声記録等もございますし、告訴状の記載において具体性の欠けた部分をご指摘いただくことで、それぞれの訴えにつき、求められる具体的な記載は可能と考えております。
2. 刑事訴訟法第二百四十一条「告訴は検察官又は司法警察員にする」によって、告訴後に検察官または司法警察職員による捜査が必要な場合におきましても、告訴人が平成17年10月5日に行った告訴の申請は、捜査の端緒となるべきものであり、告訴状の返戻しという措置は不当、かつ違法であると考えます。「本件については、被害を受けた現場の実況見分等の捜査が不可欠であり、第一次的に警察において捜査を行うのが相当と思われるので」というご指摘につきましては承知いたしました。告訴人が平成17年10月5日に申請いたしました告訴状の扱いにおきましては、これをもって、法律上、協力体制にあるはずの捜査機関全体としての、捜査の端緒としていただきたく、再度、平成17年10月5日付けの告訴状を送付させていただきます。この訴えに法的な誤りがございます場合には、ご指摘いただきたく存じます。

以上、ぜひともご回答いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成17年11月16日

告訴人：戸崎 貴裕 印

郵便番号：〒142-0053

住所：東京都 品川区 中延 1-1-1X(公開用に変更) 202号室

電話番号：(公開用に削除)